



発行 東京都

目次

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(同)……………

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年八月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。
令和三年八月十七日

東京都知事 小池百合子

(仮称) 亀戸六丁目計画

一 店舗所在地 江東区亀戸六丁目三十一番一

二 設置者名 野村不動産株式会社

三 設置者住所 新宿区西新宿二丁目二十六番二号

四 小売業を行う者の氏名又は名称 未定

五 新設をする日 令和四年四月一日

六 店舗面積の合計 二万二千五百平方メートル

七 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 二百七十台

八 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 九百八十台

九 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 三百四十七平方メートル

十 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 四十七・八七立方メートル

十一 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業ほか

十二 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間

十三 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗北東側

十四 荷さばき施設において荷さばき 二十四時間

十五 縦覧期間 令和三年七月十四日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)

十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十八 縦覧期間 令和三年八月十七日から同年十二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称) 昭島もくせい杜商業施設計画

二 店舗所在地 昭島市もくせいの杜二丁目五十番八

三 設置者名 株式会社フーコットほか一名

四 設置者住所 埼玉県比企郡小川町大字小川四百六十番地一ほか

五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定

六 新設をする日 令和四年三月十五日

七 店舗面積の合計 四千五百平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 二百台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南東側ほか 二百二十五台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗北東側ほか 二百九十平方メートル

十一 廃棄物等の保管 店舗内 二十二・九八立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間

十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間

十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗北東側

十五 荷さばき施設において荷さばき 二十四時間

十六 縦覧期間 令和三年七月十四日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十九 縦覧期間 令和三年八月十七日から同年十二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

一 店舗名 (仮称) 昭島もくせい杜商業施設計画

二 店舗所在地 昭島市もくせいの杜二丁目五十番八

三 設置者名 株式会社フーコットほか一名

四 設置者住所 埼玉県比企郡小川町大字小川四百六十番地一ほか

五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定

六 新設をする日 令和四年三月十五日

七 店舗面積の合計 四千五百平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 二百台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南東側ほか 二百二十五台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗北東側ほか 二百九十平方メートル

十一 廃棄物等の保管 店舗内 二十二・九八立方メートル

施設の位置及び 容量	ル	準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年八月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 令和三年八月十七日	十二 変更後の小売業者の住所 神奈川県横浜市西区岡野一丁目三番地三(株式会社くりこ) ほか 十三 変更前の小売業者の代表者名 岩田 弘三(株式会社ロック・フイールド) ほか 十四 変更後の小売業者の代表者名 古塚 孝志(株式会社ロック・フイールド) ほか 令和三年四月一日ほか 令和三年七月八日
十二 小売業を行う者の開店時刻	午前八時	一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 株式会社ルミネ北千住店	十二 変更後の小売業者の住所 神奈川県横浜市西区岡野一丁目三番地三(株式会社くりこ) ほか 十三 変更前の小売業者の代表者名 岩田 弘三(株式会社ロック・フイールド) ほか 十四 変更後の小売業者の代表者名 古塚 孝志(株式会社ロック・フイールド) ほか 令和三年四月一日ほか 令和三年七月八日
十三 小売業を行う者の閉店時刻	午後十時	二 店舗所在地 足立区千住旭町四十二番二号	十三 変更前の小売業者の代表者名 岩田 弘三(株式会社ロック・フイールド) ほか 十四 変更後の小売業者の代表者名 古塚 孝志(株式会社ロック・フイールド) ほか 令和三年四月一日ほか 令和三年七月八日
十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前七時四十五分から午後十時十五分まで	三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名	十四 変更後の小売業者の代表者名 古塚 孝志(株式会社ロック・フイールド) ほか 令和三年四月一日ほか 令和三年七月八日
十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	二箇所 店舗南東側ほか	四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか	十五 変更日 令和三年四月一日ほか 令和三年七月八日
十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後十一時までほか	五 変更を行った設置者名 株式会社ルミネ	十六 届出日 令和三年七月八日
十七 届出日	令和三年七月十四日	六 変更前の設置者の代表者名 森本 雄司	十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十八 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	七 変更後の設置者の代表者名 高橋 眞	十八 縦覧期間 令和三年八月十七日から同年十二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十九 縦覧期間	令和三年八月十七日から同年十二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社魚力ほか百四十名	十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
二十 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社魚力ほか百三十八名	二十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において

十一 変更前の小売業者の住所
神奈川県横浜市西区浅間町一丁目十一番八号(株式会社くりこ) ほか

九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

七 変更日
令和二年四月一日
令和三年七月十四日

八 届出日
令和三年七月十四日

六 変更後の設置者の代表者名
梅田 圭

五 変更前の設置者の代表者名
池田 輝彦

四 設置者住所
中央区八重洲一丁目二番一号

三 設置者住所
株式会社ルミネ

三 設置者名
みずほ信託銀行株式会社

二 店舗所在地
足立区千住旭町四十二番二号

二 店舗所在地
江東区亀戸六丁目三十一番一号

一 店舗名
東京都知事 小 池 百合子
株式会社ルミネ北千住店

一 店舗名
サンストリート

十 縦覧期間

令和三年八月十七日から同年十二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 サンストリート

二 店舗所在地 江東区亀戸六丁目三十一番一号

三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社

四 店舗面積の合計 平成二十八年三月三十一日が千平方メートル以下となる日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

